平成２７年（フ）第１４１号
北海道登別市常盤町４丁目22番地44
債務者　渡邉　元子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
北海道稚内市朝日２丁目２番８号
債務者　堀内　和成
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２７年（フ）第１２６２号
さいたま市大宮区桜木町４丁目305番地　第五メゾン稲垣203、旧住所さいたま市大宮区三橋１丁目1219番地　花梨Ｉ番館110号室
債務者　大森　理紗
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２－８－204
債務者　飯澤有布子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５９２号
神戸市北区有野中町３丁目15番７号、申立時の住所神戸市北区藤原台北町５丁目３番６－1004号
債務者　土居　弘直
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６８号
大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―408号、申立時の住所神戸市東灘区本庄町１丁目３番12―505号
債務者　足立久美子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９８号
神戸市須磨区神撫町１丁目１番11―502号
債務者　古賀いずみ
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４１号
神戸市中央区下山手通８丁目７番23号ミュゼ花隈502号室
債務者　横江香菜子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５１号
神戸市垂水区南多聞台７丁目３番408号
債務者　坂井　治惠
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３号
佐賀県唐津市相知町相知861番地11　米の山市営住宅20号
債務者　福原由美子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第２５４号
長崎県長崎市宿町192番地１　ライラックビレッジⅡ403号
債務者　山崎　佳子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７１号
埼玉県新座市栄４丁目８番30号　サンヒルズ新座115号室
債務者　安中　慶一
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０７号
埼玉県川口市柳崎１丁目13番１―431号　雇用促進住宅
債務者　伊東　麻美
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３７号
埼玉県朝霞市東弁財２丁目12―21　塩味ビル301、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字馬渡3374番地の１
債務者　磯崎　泰裕
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４９号
さいたま市岩槻区大字釣上新田750番地24
債務者　川上江理子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２１号
埼玉県越谷市蒲生３丁目８番47号　ミヤゴハイツⅡ201、旧住所埼玉県草加市瀬崎３丁目23番１号　青宙荘209号
債務者　幣司　和信
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係